尾道市立市民病院
「ひだまり」
病児・病後児保育室のご案内

【病児・病後児保育とは！？】
病気やけがによって、保育園・こども園、小学校等の集団生活が困難なお子様を一時的にお預かりする事業です

【対象児童】
★尾道市内に住所がある生後６ヶ月以上から小学６年生までの児童
★当面症状の急変はないが、病気やけがの回復にいたっていない又は、回復期で集団生活が困難な児童
★医師の判断により利用できると、判断された児童
★保護者の就労、疾病、冠婚葬祭等の社会的な理由によって家庭での保育が困難な児童

【対象となる病気やけが】
・日常的にかかる病気：かぜ・下痢　など
・感染性疾患：水ぼうそう・おたふくかぜ・麻疹など
・慢性疾患：喘息など
・外傷性疾患：骨折など
※感染拡大防止対策として、インフルエンザ及びコロナウイルス感染症は、発症日を０日として５日間はご利用できません

【利用定員】
１日あたり６名
※保育室が１部屋のため、他の疾患のお子様と同室保育になることをご了承ください

【利用時間】
月曜日～金曜日　８：30～17：30
（土・日・祝日・年末年始はお休みです　電話対応もしておりません）
※小児科医師が不在の日は、お預かりできません

【利用費用】
日額：2,000 円（減免制度あり）
※利用当日、小児科診察料が必要になります（子ども医療等適応）
※事前登録後に利用料金の決定通知書が送付されますので、ご確認のうえ利用当日お子さまのお預け時にお支払いください
＜利用料金の減免制度について＞

区分	利用料金
① 生活保護法による被保護者世帯と市町村民税非課税世帯	無料
② 保育料徴収基準額表に掲げる H3 階層から H11 階層までに該当する世帯（市町村民税所得割額が 133,000 円未満である世帯）	1 日につき 500 円
③ 保育料徴収基準額表に掲げる H12 階層から H17 階層までに該当する世帯（市町村民税所得額が 133,000 円以上 301,000 円未満である世帯）	1 日につき 1,000 円
④ その他の世帯	1 日につき 2,000 円

【持ちものリスト】　※全ての持ちものにお名前を！！

- マイナンバーカード又は、資格確認書、子ども医療費受給者証
- 親子（母子）健康手帳（利用の初回のみ）
- 処方薬（お薬手帳など、薬の名前がわかるもの）
- お弁当・はし・フォーク等
- おやつ（おやつは 2 回分）
- 粉ミルク及び哺乳びん 2～3 本（乳児のみ粉ミルクは 1 日の必要量）
- 飲みもの（お茶・清涼飲料水等）
- 食事用エプロン（乳児のみ）
- 着替え（服・下着 2～3 組）
- おしぼりタオル（2 枚程度）
- タオル（2 枚程度）
- 布団（敷きパット・タオルケットでも可）
- 紙おむつ（1 日分）・おしりふき
- 汚れ物を入れるビニール袋

★その他、お子様が安心して過ごせるためのおもちゃ・絵本等

利用手順

事前にしていただくこと

●毎年度の電子申請による事前登録が必要です
●尾道市立市民病院のホームページまたは
事前登録 QR コードから登録をしてください

利用が必要になったら

●**利用希望日の前日の午後５時までに**電話にて予約してください
●当日朝急きょ利用を希望される場合は、８：30 以降に電話にてご相談ください

利用日の流れ

●尾道市立市民病院の中央受付で「病児・病後児保育の利用です」と伝えていただき、受付を行ってください
●受付の際、マイナンバーカードまたは資格確認書・子ども医療費受給者証をご提示ください
●小児科外来にて医師の診察を受け、受け入れ可能との判断のもと保育室へお子さまと一緒に入室していただきます
●持参された物の確認と、**書類の確認**をおこないます
●受け入れ開始後、保護者の方は会計を行ってから、外出してください

＜提出書類＞
①尾道市病児・病後児保育事業利用申請書
②与薬依頼書兼診療承諾書
③入室時情報記入用紙
④尾道市病児・病後児保育事業連絡票
上記書類はホームページから印刷が可能ですので、印刷していただき、記入後持参してください
（当日記入することもできます）

☆お迎えは、**必ず 17：30 まで**にお願いします（時間厳守）
やむを得ず来院時間・退所時間が遅くなる場合は、速やかに連絡してください
☆利用予約後のキャンセルは、利用当日の朝８：30 に連絡してください
★利用の途中で、お子さまの体調によってお迎えをお願いする場合があります
緊急時の連絡先については、正確にお伝えください

・事前見学の希望がありましたら、お電話でご相談ください
・保育園・学校等で急なお迎え連絡があり、当日の預かりを希望する場合はご相談ください

【お問い合わせ】
利用について：尾道市立市民病院　ひだまり　病児・病後児保育室
TEL：0848-47-1155（代表）
事前登録・減免制度について：市役所子育て支援課
TEL：0848-38-9207

【保育実施場所】
尾道市立市民病院　本館２階　小児科外来（保育室）
住所：広島県尾道市新高山３丁目 1170 番地 177

駐車場について

＜保育室＞

「ひだまり」の由来は、
第２のおうちのようなアットホームな雰囲気で
こどもたちが安心して回復できる場所になれば
と名付けました

＜スタッフ＞

お気軽にご相談ください！